

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ)

被告 国

証拠説明書8(甲A号証)

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

2021(令和3)年4月28日

原告ら訴訟代理人 弁護士 石井 謙一

同 弁護士 森 あい

ほか22名

号証 (甲 A)	標目	原本 写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨
203	『家族問題と家族法Ⅱ 結婚』60～62頁	写し	1974年2月20日	執行嵐・有地亨	被告が引用している文献の記述の原典。有史以来人類には様々な形態の婚姻があったことを示した上で、親子関係とは必ずしも生物学的な親・子に成立するものとは限らず、何をもって親子とするかは婚姻という制度が決定するものである、ということを描している部分であり、被告主張の根拠たり得ないこと。
204	『家族と法 一人化と多様化の中で』40頁	写し	2007年10月19日	二宮周平	さまざまな重要な機能を果たす家族を形成する基礎となる夫婦の関係の安定化を図るものが、法律制度としての婚姻であること。
205	意見書	写し	2021年1月25日	風間孝・赤枝香奈子	現行民法および戸籍法成立当時に同性カップルの権利が保障されなかったことの背景に、異性愛を「自然」「正常」とし、同性愛を含むそれ以外の性愛を「不自然」「異常」とする異性愛規範が背景にあったこと、1946年当時、同性カップルの権利が保障されなかった背景として存在していた異性愛規範が、現在においてはその正当性が否定されていること。 (原告第8準備書面第2第2項(1)で引用している趣旨は、明治5年以前には、結婚をしても戸籍に記載されていなかったため、同性同士の結婚も可能であったこと。)
206	被告第2準備書面	写し	2019年12月16日	被告	札幌訴訟における被告の主張内容。本訴訟では主張していない内容が含まれている。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

207	『問いからはじめる家族社会学 ー多様化する家族の包摂に向けて』 158～159頁	写し	2015年3月10日	田間泰子	我が国において、養子は社会の中で一定数存在し、珍しいことではなかったこと。
208	『民法正義人事編卷之壱』(抄本)	写し	1890年	熊野敏三・岸本辰雄	旧民法人事編第1草案の起草者による法律解説の内容。 婚姻の目的は、共同生活を遂げることでありと説明しており、フランス民法編纂委員による婚姻の定義の中の「其種族を永続す」については、老年や臨終の婚姻を説明することができず、これは婚姻の性質に不可欠でなく無益であると説いていること。 わが国の婚姻の性質として、①一夫一婦制、②婚姻は夫婦の自由承諾によるべき、③夫婦の関係は平等であるべき、④婚姻は永久無期なるべきと略示しており、ここでも生殖との結びつきは挙げられていなかったこと。
209	論文「民法七四二条・八〇二条(婚姻無効・縁組無効)」 広中敏雄・星野英一編『民法典の百年IV』所収	写し	1998年10月30日□	前田陽一	旧民法人事編の起草に当たり、諸外国(フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、デンマーク、スイス、アメリカ、ロシア、イギリス)の立法が参照されたこと。 イタリア民法に倣って「身体ノ不能力」を婚姻の無効原因に加えようとする意見もあったが、そのような意見は採用されなかったこと。
210	『親族法』 124～127頁	写し	1997年5月10日	泉久雄	明治民法の起草者(富井政章)が協議離婚の規定に関し、「婚姻ト云フモノハ主トシテ心ノ和合デアル」旨を説明していたこと。 律令制度以来の離婚法では「無子」が棄妻の一事由とされていたこと。
211	『新版家族法概論〔補訂版〕』 266～269頁	写し	2005年4月25日	有地亨	同上。
212	『新版注釈民法(22)親族(2)』 40～47頁	写し	2008年12月25日	島津一郎・阿部徹編	明治民法の起草者(富井政章)が協議離婚の規定を設けることに関し、「婚姻ト云フモノハ主トシテ心ノ和合デアル」旨を説明していたこと。
213	『相続法大意』 60～61頁	写し	1917年12月25日	穂積重遠	明治民法下の学説において、婚姻は夫妻の共同生活を目的とするものであり、必ずしも子を得ることを目的とするものではないから、子がいない者も婚姻から排除されず、老年者の婚姻も禁じられず、生殖不能が離婚又は婚姻の無効取消の原因とされていない旨が説かれたこと。

214	意見書	写し	2020年7月11日	二宮周平	<p>現行憲法制定時および民法改正時において同性婚が想定されていなかったこと及びそのことは、同性婚を排除するものではなく、婚姻法の立法目的と、近代的婚姻制度の原理を体現した現行婚姻法の原則に基づいて検討すべきこと等。</p> <p>原告第8準備書面第3第2項(3)での引用の趣旨は、現行民法の立法目的は、婚姻の自由と夫婦関係における平等の確保であること及び、現行民法において、嫡出推定規定は、婚姻後に子が出生した場合における法律上の父子関係成立に関する規定であり、婚姻の結果生じる事象に対応するための規定であり、婚姻の目的が生殖を前提とするものではないこと。</p>
215	判決書	写し	2015年3月18日	札幌地方裁判所裁判官	<p>札幌訴訟における判決の内容(一部黒塗りあり)。</p> <p>「子の有無、子をつくる意思・能力の有無にかかわらず、夫婦の共同生活自体の保護も、本件規定の重要な目的である」等と判示している。</p>
216	HP「にじいろかぞくとは」	写し	2010年	にじいろかぞく	<p>結婚の自由をすべての人に東京訴訟の原告小野春が代表をつとめる「にじいろかぞく」には子育て中及び子育てをしたいLGBT当事者が集まっていること</p> <p>https://queerfamily.jimdofree.com/にじいろかぞくとは/</p>
217	『母ふたりで“かぞく”はじめました』	原本	2019年3月27日	小野春	<p>小野春が自分の子どもと、同性パートナーとその娘とステップファミリーとなり、いわゆる連れ子を同性カップルを育てている事実、上記「にじいろかぞく」の団体を立ち上げ、子育て中及び子育てをしたいLGBT当事者をつなぐ活動をしていること等</p>
218	『Love Makes a Family』	写し	2019年	一般社団法人こどもまっぷ	<p>「子どもが欲しい」または「子どもを育てている」LGBTQや応援する仲間たちを繋げる団体である一般社団法人こどもまっぷが発行した冊子には、</p> <p>①子どもを得るために妊娠の段階から活動している同性カップルや子どもを授かったカップルが紹介されていること</p> <p>②LGBTQ当事者235名にアンケートをとり、うち23.8%にあたる56名が子どもを育てているとの回答があったこと等</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

219	論文「育児・子育て希望者の多様化がもたらす課題ー同性愛カップルの事例から」(生命倫理2007年17巻1号 p. 223-232)	写し	2007年	榑原良江	女性同士のカップルが精子提供を受けて妊娠出産した子を二人の子として養育することは、日本でも増えつつあり、2007年の当該論文でも1992年から子育てをするレズビアンとの交流があったこと、子育てをする同性愛者の総数が「この10年で増えている」との話を聞き取った記載があること等 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jabedit/17/1/17_KJ00005000759/_pdf/-char/ja
220	陳述書	写し	2021年4月19日	松本くみ	日本国籍の松本が、カナダ国籍のパートナー女性と一緒に、海外の精子バンクを利用して出産した子どもたちを、両親の理解も得て、故郷である日本の一地方で育てていること、子どもたちや子どもたちが通う保育園や学校関係者にも同性カップルの親として育てていることの理解を得て生活していること等
221	「LGBT当事者アンケート調査～2600人の声から～」	写し	2016年	NHK	LGBT当事者で子育てをしている人、子育てを希望している人がいること等 https://www.nhk.or.jp/d-navi/link/lgbt/
222	「2019にじいろ子育てアンケート」(抄本)	写し	2019年	特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ	LGBT当事者であると答えた470人のうち125人に子育て経験があるとの回答があったこと、「自分で子どもを産みたい」に当事者の19.2%、「配偶者・パートナーが子どもを産む」に当事者の25.3%、「養子を迎える、里親になる」に当事者の42.2%が選択するとの回答結果があったこと https://nijibridge.jp/wp-content/uploads/2020/11/20191125kosodate_survey.pdf
223	毎日新聞記事「養育里親 男性カップルを大阪市が全国初認定」	写し	2017年4月5日	毎日新聞	同性カップルに里親委託がなされる例が生まれていること
224	ハフィントンポスト記事「里親になった男性カップルが子どもに伝えたいこと」	写し	2020年5月8日	安田聡子	同上 https://www.huffingtonpost.jp/entry/aichi-same-sex-couple-foster_jp_5e79c580c5b6f5b7c54a9170